

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H30	1	11_その他	一般市	その他	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	地方自治法施行令第158条第1項に新たに「実費弁償金」を追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。		—	
H30	2	11_その他	施行時特例市	春日井市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査市町村事務要領	国勢調査調査員選考において税務関係者を避ける要件の廃止	国勢調査における調査員の選考要件の中の「税務に直接関係のない者であること」の記述を削除する。	<p>【支障事例】</p> <p>国勢調査では他の調査に比べて桁違いの調査員が必要で、確保対策を講じているが有効な手立てがないまま苦慮している。</p> <p>当市においては、平成27年調査でも一般公募での不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約100人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ期日どおりに調査できなかつたり、調査できない調査区が出たりする可能性がある。</p> <p>【税務関係者が統計調査業務に従事することについて、住民が疑念を持つという懸念に対する説明】</p> <p>調査に従事した職員の中には多くの元税務関係課職員がいるが、税務の調査に利用されるとの誤解や苦情を受けたことはなく、県内の市町村にアンケートをした結果、他市町村でも同様であった。実際、調査票の中に税務調査に密接に関係し、通常の税務調査では知り得ない項目はない。元々、統計法で守秘義務が定められており、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律もある。個人情報に関する法律上での環境が整っており、統計調査の回答が他の用途に使用されないことは明らかである。</p> <p>また、市ではさまざまな分野で市民と利害関係にあるが、実際に国勢調査に従事した市職員が職員であることで調査対象から疑義を受けたり、トラブルになったりしたこともない。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	3	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号	国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むとする市町村と含まないと解する市町村がある。本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	
H30	4	07_産業振興	中核市	川口市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようにすること。また中小企業者等が複数の窓口へ申請事務を行う負担を軽減すること。加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html
H30	5	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第53条 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証の使い回し等への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると各医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	<p>【根拠法令】 健康保険法施行規則第53条 及び 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条</p> <p>【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提示のみで保険診療が受けられることとなっているが、これでは被保険者証の使い回しの事例を想定した場合、写真による本人確認ができないなど、十分なものと言えず、現在、例えば被保険者証の記載事項と患者の見た目に明らかな差異があるといったような場合には任意で身分証等の提示をお願いしているところである。加えて、在留外国人の本人確認が容易ではないことも想定できるところであり、他人の被保険者証の提示を受けて診療をした場合、血液型やアレルギー等の情報を取り違え、重大な医療事故につながる可能性もないとはいえず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、閣議決定に従って、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば、ある程度支障事例は解決するものと思料する。</p>	—	
H30	6	10_運輸・交通	中核市	川口市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	航空法第132条、第132条の2、第132条の3 航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。 また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。	<p>【支障事例】</p> <p>当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。)</p> <p>また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。</p> <p>過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html	

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_2	総務省統計局統計調査部国勢統計課
6【厚生労働省】 (19)国民健康保険法(昭33法192) 高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」に延滞金は含まれないことを周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議(平成31年3月12日付け保険局国民健康保険課説明資料)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_3	厚生労働省保険局国民健康保険課
6【経済産業省】 (3)中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。	—	セーフティネット保証の認定事務に係るQ&Aに、市区町村が認定を行う理由を追加し、周知した。	—	—	中小企業庁事業環境部金融課
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (14)航空法(昭27法231) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。	—	—	【国土交通省】飛行経歴が10時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例(平成30年12月27日付け)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_6	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	7	03_医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省薬務局長)	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。	本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日以外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	8	03_医療・福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 生活保護法第29条	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	9	11_その他	指定都市	広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第31条等(参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条第1項 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条第1項	行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化	地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審理を行う審査請求については、審査庁による審理手続に係る事務を廃止するよう求める。	国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述等の審理手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、迅速な審理が可能となっている。 一方、本市における情報公開・個人情報保護事務においては、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速な審理ができない状況にある。 実際、平成28年度及び平成29年度に、広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した審査請求のうち、11件の審査請求について審査庁が口頭意見陳述を実施した。 ついで、地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審理手続を経ることなく、審査会に諮問できるよう、審理手続の廃止を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	10	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・平成27年国勢調査 市町村の事務の処理基準 ・平成27年国勢調査 市町村事務要領(その1)	国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和	国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるよう調査員の選考基準の要件緩和を求める。	総務省が実施する国勢調査では、調査に従事する調査員を、原則として民間人(登録調査員や地元町内会から推薦された住民)の中から市町村が選考している。 しかしながら、オートロックマンションやワンルームマンションを中心に、調査のための面接さえ困難な世帯が増加し、調査員のなり手が不足することから、本市では市職員を調査員として従事させ、調査を実施しているところである。 この調査員の選考に関し、国の事務要領では、「国勢調査の調査票が徴税や犯罪捜査の資料として利用されるのではない」という誤解を招くことのないようするため」という理由により、調査員の選考要件を「税務・警察に直接関係のない者であること」としている。このため、本市の税務関係職員を調査員として従事させることができない状況にある。 これについては、税務事務での活用が調査目的とならないことは国のホームページ等で明確化されており、また、そもそも調査員には統計法上の守秘義務があつて他行政での転用が認められない制度上の担保がある。 今後の国勢調査の実施に当たっては、上記のように調査が困難な世帯がますます増加することや、登録調査員の高齢化が進むことを考慮すると、調査員のなり手がさらに不足し、これまで以上に市職員を調査員として活用することが必要になってくるものと見られる。 ついで、税務関係職員も国勢調査の調査員として市町村が選考できるよう要件の緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者(7条)については、当該地域における薬局の管理者の確保が困難であると認められる場合等であって、一定の条件を満たす場合において、都道府県知事等の許可を受けて、他の薬局において薬事に関する実務に従事することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)]	へき地における薬局の管理者については、当該地域における確保が困難である場合等に、他の薬局で薬事に関する実務に従事することが可能であることを明確化した。	【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_7	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iv)保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)のうち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。	—	生活保護業務において、休業補償給付等の支給に関する情報を円滑に取得できるよう、照会先を周知するとともに、様式を統一した。	【厚生労働省】生活保護法第29条に基づく労災給付に係る調査について(平成31年3月29日付け社援保発0329第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_8	厚生労働省社会・援護局保護課
6【総務省】 (16)行政不服審査法(平26法68) 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」における最終報告を踏まえ、引き続き検討するとともに、簡易迅速な権利利益の救済の観点から運用上の工夫について、ガイドラインの配布により周知する。	令和3年5月28日から、行政法学者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において、本提案の内容を論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。 検討会における最終報告において、 ・現状の審査庁による審理手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられること ・情報公開条例に基づく処分等の審理手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉えるか、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えるかなど、いくつかの考え方があり得るところ、この点について、現時点においては十分な集積が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられること 等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方について引き続き検討を行うとともに、最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から、運用上の工夫(審査庁における審理手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応)を令和4年6月28日に整備・配布した事務取扱ガイドライン等において示した。	—	—	総務省行政管理局調査法制課
6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_10	総務省統計局統計調査部国勢統計課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	11	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第37条第2項 公職選挙法施行令第24条第1項	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和	選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類を問わず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票管理者及びその職務代理者(以下「投票管理者等」という。)は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないと規定されている。特に市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に苦慮しているという実態がある。そこで、投票管理者等を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	12	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条	選挙における投票立会人の要件緩和	選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されているが、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。そこで、投票立会人を、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	13	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2、地方税法	電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化	電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、紙証、口座振替、クレジットカード等によることとされている。しかし、近年、民間企業における決済手段として電子マネーが急速に普及しているが、この電子マネーを利用した公金の納付方法については、法令において明確な規定がされていない。電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。そこで、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを明確化するよう求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	14	06_環境・衛生	中核市	富山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて(昭和43年4月5日環衛第8058号)	火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)の通知の明確化もしくは見直し	火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限定され、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。一方近年はPFI手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、上回る分については何らかの対応が必要になる。その対応としては、能力に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	15	06_環境・衛生	中核市	富山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律	火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け	総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓理法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。なお、下水道事業では平成27年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	16	10_運輸・交通	指定都市	浜松市、熱海市、御殿場市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第31条第1項 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第39条	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し	地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を撤却するよう全国一律の対応が求められるため、調整に多大な時間を要する。迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。	【支障事例】 道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切撤却を求められている。道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の除却箇所の選定・地元住民との調整(合意書)が必要となり、事業実施までに相当期間を要する(浜松市においては、計画策定から踏切撤却の合意に至るまで約10年要した)。 【懸念の解消策】 当市を初めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道(1本/1H)もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮したうえで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (i)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号))]	選挙期日における投票管理者及び同職務代理人の選任要件については、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律新旧対照表 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(令和元年5月31日付け総行選第19号総務大臣通知) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新旧対照表	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_11	総務省自治行政局選挙部選挙課
6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (ii)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))]	選挙期日における投立会人の選任要件については、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】新旧対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_12	総務省自治行政局選挙部選挙課
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	地方公共団体による使用料等の徴収については、電子マネーの取扱いが可能である旨を地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_13	総務省自治行政局行政課
6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (i)火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	火葬場の経営については、民間事業者が事業主体となり得ることを通知した。	【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け薬生衛発0111第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_14	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を経営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、火葬場の健全かつ安定的な経営の永続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。	—	火葬場の広域化・官民連携については、市町村から相談があった場合には適切に応じるよう、都道府県に通知した。 また、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に情報提供した。	【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け薬生衛発0111第1号) 【厚生労働省】火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例について(令和2年3月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_15	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通知)]	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_16	国土交通省鉄道局施設課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	17	06_環境・衛生	一般市	袋井市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第8条、第11条、第15条の2の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16	産業廃棄物処理施設設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大	現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者に処理させることができないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に関り、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加いただきたい。	【現状】 本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約860t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg/lを超える鉛が含まれており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。 【支障事例】 基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低でも10万円/tと高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理において約5万円/tで処理が可能であるが、処理可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないと3つの業者(東京都、宮城県、茨城県)が回答した。また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなることが課題となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	18	03_医療・福祉	一般市	松戸市	総務省、財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 地方税法第20条の11	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険料の滞納処分に關しての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	19	03_医療・福祉	一般市	伊佐市、阿久根市、霧島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。	福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要が生じることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	20	11_その他	中核市	豊田市	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	番号法第15条及び第19条 住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。 民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。 マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。 しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。 法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。 直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	21	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開業時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。 【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	22	11_その他	中核市	尼崎市	内閣官房、総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づき政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたいのが、所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとする、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。(249字)	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【総務省(2)】【財務省(1)】【厚生労働省(2)】 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要な滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。	—	—	【厚生労働省】国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等に係る連携について(平成30年12月25日付け保国発1225第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_18	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018年中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改正する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通知)]	—	成年後見人等の法定代理人については、窓口において、個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付したとしても、適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領の一部を改正し、周知した。	【総務省】住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け総行住第196号通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_20	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_21	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	23	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	・現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。 ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。 ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	24	11_その他	一般市	由布市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第31条第1項	投票所入場券の交付時期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、「投票所入場券がまだ届かないから期日前投票ができない。」といった苦情が必ず寄せられている。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務局の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵送環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、公示(告示)の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	25	02_農業・農地	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	法務省、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法	林業の技能実習2号認定に係る全国的な業界会内の合意形成要件の緩和	技能実習法第2条第1項に規定する技能実習の移行対象職種・作業へ林業を追加するに当たり、追加手続きにおける業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単位で業界内の合意形成が整った地域から「手挙げ方式」で行えるようにすること。		—
H30	26	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 ○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者としては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。 【参考】 ○当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望書受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論 平成28年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果を合わせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29年度県計画(案)として承認 平成28年10月～1月 29年度県予算編成 平成29年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング 平成29年8月1日 交付額内示、要綱等発出 平成29年9月29日 29年度県計画書提出締切 平成29年10月～ 平成29年度事業開始	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	27	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第32条第2項	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与する。	・婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談や、児童相談所における児童虐待相談は、近年、高水準で推移している。 ・母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。 ・これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。	—
H30	28	01_土地利用(農地除く)	一般市	魚沼市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第2編	都市再構築戦略事業における中心拠点区域の区域要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、人口集中地区内に限らず、立地適正化計画策定時の指標とした国勢調査において人口集中地区となっていた区域も認めるなど、対象区域の要件の取扱いを柔軟化すること。	本市には、中心的な図書館がないことが以前からの懸案でしたが、図書館建設を対象とした補助事業も無く、自主財源が乏しいことから事業は先送りされてきました。しかし、平成24年補正予算で図書館も対象施設となる「地方都市リノベーション事業」が創設されたことから、小出市街地に市民交流・賑わい創出のための地域交流センター及び図書館(教育文化施設)の複合施設の整備に向けて検討を始めました。その後、平成26年に事業名称が「都市再構築戦略事業」に改称され、立地適正化計画の作成が採択要件に加わったため、平成30年度の事業採択を目指し、魚沼市適正化計画を平成29年3月に策定しましたが、策定直後に平成27年国勢調査の結果が公表され、本市内の人口集中地区が消滅したことが明らかとなり、同事業を活用しての図書館(複合施設)の整備構想は断念せざるを得なくなりました。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (35) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【総務省】 (3) 公職選挙法(昭25法100) (i) 投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。	—	投票所入場券の交付については、選挙期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に公布できるよう通知した。	【総務省】投票所入場券の活用について(令和元年5月24日付け総行管第36号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fususchi.html#h30_24	総務省自治行政局選挙部選挙課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (26) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]	—	医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱の毎年度の発出を廃止し、当該要綱と併せて発出している通知を可能な限り早期に発出するように措置した。	【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金の交付について(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知) 【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知) 【厚生労働省】地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成31年度の取扱いに関する留意事項について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長、振興課長、保険局医療介護連携政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fususchi.html#h30_26	厚生労働省保険局医療介護連携政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	29	11_その他	一般市	佐伯市	法務省	B 地方に対する規制緩和	登記情報提供サービス 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手数料の納付を要しない(登記手数料令第19条)のに対して、登記情報提供サービスの利用の場合には地方公共団体の職員による職務上の利用であっても指定法人を介した登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務が生じる。地方公共団体の職員による公用の請求又は利用が、いずれも公益性を帯びるものであり、(登記情報提供サービスの場合には指定法人を介すとはいえず)官公庁が相互に協力関係にあることを踏まえると、本質的には両者に手数料負担の考え方について差はないものと思われるため、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。 【制度改正の必要性】 地方公共団体が、登記情報提供サービスの利用をより積極的に選択することが出来ることで、住民サービスの向上等を図ること。 【具体的な支障事例】 登記手数料及び協会手数料の支払義務が生じることは、地方公共団体による登記情報提供サービスの利用の積極的な選択を抑制する原因となっており、結果として登記情報を簡易かつ迅速に利用する選択が出来なくなっている。(緊急の対応を要する場面も多々ある一方、法務局の支局統合や市町村合併等により公的機関同士が遠距離になることもあり、対応に苦慮している。)固定資産税に係る特定の納税者からの問い合わせ対応等に伴い登記情報の確認が必要となき、地方公共団体が登記情報提供サービスを利用する場合には、手数料負担が当該地方公共団体の住民等の負担に帰せられることとなる。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	30	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○生活保護法第63条、第78条 ○「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)	生活保護問答集について、「法63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い」の見直し	「生活保護問答集について」の間13-21の事務取扱いにおいて、交通事故による保険金を大事に消費している者と、保険金を申告せず全て消費し生活保護を不正受給した者と比較すると、結果的に不正受給をしている者が得をしている支障が生じている。 本取扱いについて、生活保護法78条(徴収金)の適用期間を保険金受領発覚時までではなく、以後支給する生活保護費も適用対象とし、生活保護法63条(返還金)の適用分を除く全ての保険金に係る生活保護費についても徴収金適用できるよう、取扱いの見直しを求める。	生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)間13-21では、被保護者が保険金を受領し、保険金収入を申告せず全額消費した場合、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用し、次に資力の発生時から保険金受領時までの保護費については法第63条を適用し、なお残余があれば収入認定を行う。」とある。 当取扱いでは、被保護者が得た収入を申告せずに短期間に全額消費し、受領から発覚時までの期間が短い場合は支弁済み保護費が少額で、法第78条による徴収対象金額も少額となる。また、その後の対応として、法第63条を適用した後の残余額により概ね6か月以上保護を要しない状態が継続すると判断した場合、実施要領に基づき、生活保護を廃止する。しかし、被保護者が実際に受領した保険金を全額消費していた場合、再受給申請があった際に要保護性有とされれば、廃止後間もなく再受給となる。一方、受領した保険金を適正に消費し、適正期間生活保護を受給せず生活している者と、不正受給した者として、後者が得をしている状況が結果的に容認される。 当取扱いについて、平成26年に厚生労働省保護課へ見解を確認し「収入認定できない場合、保護を継続したまま、以降の支給保護費に対し、後に法第78条による費用徴収を決定しても問題ない」との回答を得た。しかし、当見解は間13-21による保険金受領発覚時までの期間のみ法第78条を適用するとの内容に矛盾する旨の再質問に対し回答が得られていない。 厚生労働省の見解のとおりであれば、法第78条の適用期間を間13-21の「発覚時」までとする取扱いの変更を要するため見直しを求める。	—
H30	31	11_その他	都道府県	千葉県、神奈川県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取る。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】 多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、 ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施 ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会 ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定 することが「できる」とされている。 この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ている場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナンバーに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。 【支障事例】 上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。 ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	32	10_運輸・交通	都道府県	千葉県	国土交通省	A 権限移譲	鉄道事業等報告規則第2条・第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条 交通政策基本法第9条	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	【現状】 鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第2条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。 【支障事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。 また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるような枠組みを構築されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【法務省】 (1)不動産登記法(平16法123) 電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。</p>	—	<p>電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、令和2年1月から運用を開始した。</p>	—	—	<p>法務省民事局総務課 法務省民事局民事第二課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(8)】【総務省(9)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]</p>	—	<p>申請書等に記載された世帯構成の確認方法について、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】情報連携による世帯構成の確認方法について(平成30年11月27日付け事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_31</p>	
<p>6【国土交通省】 (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (i)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業等報告規則(昭62運輸省令9)2条)に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	—	<p>鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等に含まれる情報については、地方公共団体の求めに応じ、国土交通省から提供する仕組みを構築した。また、公共交通事業者に対し、地方公共団体の情報提供依頼に可能な限り協力する旨を通知した。併せて、地方公共団体と公共交通事業者が情報の共有・活用に取り組んでいる事例を周知した。</p>	<p>【国土交通省】一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を地方公共団体に提供する仕組みの構築等について(平成31年3月28日付け国総計第154号、国鉄総第422号、国鉄事第383号、国自旅第298号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_32</p>	<p>国土交通省総合政策局交通政策課 国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室 国土交通省鉄道局鉄道事業課 国土交通省自動車局旅客課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	33	03_医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならぬとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。 経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのにに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がつかってしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。 以上より主に次の2点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	34	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三 ・学校教育法第一条、第二百二十四条	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大	現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。	専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定を受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生日が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。 このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者にも負担を強めている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	35	05_教育・文化	一般市	名張市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項 社会教育法第5条、第28条 図書館法第13条 博物館法第19条	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会の所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに各社会教育施設の所管を決定できるように制度改正を求めます。	平成29年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決こそが社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設がある、とされています。 当市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティビジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。 現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職員等に社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	36	11_その他	町	富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	総務省	B 地方に対する規制緩和	○改正地方公務員法第3条第3項3号及び22条の2 ○会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルP11からP12まで及びP46 問2-4	改正地方公務員法における「区長」の任用方法について	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	本町では各行政区の長(以下「区長」という。)は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政実例(昭26年5月1日付 地自公発第179号福岡市長あて公務員課長回答)において、町世話人は同条同号に規定する特別職の地方公務員と考えるとされているところによる。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法に関する総務省作成マニュアルでは同条同号の職が限定列挙され、区長は除かれることとなっている。これにより、区長を会計年度任用職員として任用する場合、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることは、区長となる者の私生活を著しく制限するものと思われる。本町では、区長の仕事は地域の必要な事項を町へ要望する等、基本的には町と地域住民の連絡調整が主となってっており、前述のような服務を課することは、区長業務に対する萎縮・敬遠につながり、ただでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思料する。加えて、人事評価制度が義務付けられるとのことであるが、町の職員が区長の業務を常時監督することは困難であり、評価の意義や項目・方法(特に、業績評価による目標設定及び評価結果の活用等)に対して疑問が残る。以上のことから、区長については従来通り特別職非常勤として任用できるよう改正を求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	37	03_医療・福祉	一般市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化	法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの	【現状・支障事例】 請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。 請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。 【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:3, 199件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例については、5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_33	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xii)放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大については、専修学校・各種学校に通学中の障害児に関しても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を特に必要とするものとして市区町村長が認める場合は、その給付決定を行うことを可能とする。 [措置済み(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号))]	放課後等デイサービスの利用対象となる障害児に、専修学校等に就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市区町村長(特別区の区長を含む。)が認めるものを加える法律改正を行った。	【厚生労働省】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(令和4年6月15日付け厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_34	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。	—	公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)については、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。	【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和元年6月7日付け文部科学省総合教育政策局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_35	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (i)地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平29法29)で新たに導入される会計年度任用職員(改正後の地方公務員法22条の2)に整理されるいわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年中に周知を行う。 [措置済み(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部長通知)]	—		【総務省】会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について(通知)(平成30年10月18日付け総行公第135号、総行給第49号、総行女第17号、総行福第211号、総行安第48号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_36	
6【厚生労働省】 (22)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方向性を示した上で、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (24)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、省令を改正し、簡素化する。 [措置済み(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号))]	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、省令を改正し、簡素化した。また、特別弔慰金に係る事務処理マニュアルを都道府県に配布した。	【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号) 【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】第十一回特別弔慰金マニュアル(厚生労働省社会・援護局援護・業務課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_37	厚生労働省社会・援護局援護・業務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	38	03_医療・福祉	指定都市	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	39	09_土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準(国土交通省水管理・国土保全局長通知)2(1)	水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の拡充	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。	【現行制度】 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 【支障事例】 平成30年1月11日から14日にかけての大雪(金沢市では7年ぶりに60cm超の積雪を記録)により、市内の雪捨場沿道の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の円滑な通行に支障を来した。 これを受け翌15日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を持つ犀川左岸(さいがわさがん)浄化センターを新たな雪捨場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者へ一報のうえ承認を待たずに同日夜より雪捨場としての使用を開始した。その後、同月25日付で承認がなされた。 (1)雪捨場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。 (2)申請から承認までの10日間は当該財産処分に法的根拠がない状態であり、法順守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (20) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。	—	国土交通省水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請が可能であることを地方整備局及び地方公共団体に周知した。	【国土交通省】水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準の取扱いについて(周知)(平成31年1月7日付け国土交通省水管理・国土保全局総務課課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_39	国土交通省水管理・国土保全局総務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	40	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について (平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 (参考)犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。 また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	41	07_産業振興	都道府県	徳島県、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、愛媛県、高知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	一般高圧ガス保安規則関係例示基準	水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲拡大	水素ステーションの整備促進の支障となっている水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲を拡大し、地球温暖化対策の推進と燃料電池自動車ユーザーの利便性向上を図る。		—
H30	42	07_産業振興	都道府県	徳島県、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、愛媛県、高知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第35条	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法の緩和	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法を緩和し、水素ステーションの維持管理コスト軽減を図ることを求める。	【制度改正の内容】 水素ステーションの保安検査内容について、維持管理コストの軽減を図るため、既に学会その他の民間団体による設備の実態等に即した保安検査方法が指定されている、天然ガススタンドと同程度のものとして取り扱うこと。 【具体的な支障事例】 水素ステーションは年1回の保安検査で30日程度の休業が必要であり、FCVユーザーはその間、自動車を利用できないという極めて不便な状況に陥っている。また、検査費用もかさみ、水素ステーションの維持管理コストを押し上げている。	—
H30	43	01_土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、京都市、兵庫県、愛媛県、高知県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の権限移譲	林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	国有林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(築堤等)の完了に伴い法第26条の2第1項により保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事に重複することになり、事務が複雑となる。 国道の新設や改良で保安林の解除が必要な場合(公益上の理由)で、かつ県知事権限で解除可能なケースであっても、用地買収並びに分筆登記して国(国土交通省)の所有物となった後は、林野庁が管理する国有林で無いにもかかわらず、当該保安林の解除が農林水産大臣(林野庁)権限とされている。 本来権限委譲等がなされている保安林そのものには何ら変わりが無いことから、是正を強く求めたい。 公共事業の道路工事において、国土交通省が所有する保安林を解除しようとする場合、保安林の種類や重要流域にかかわらず農林水産大臣の承認を必要とするため、権限移譲により保安林解除事務の効率化及び迅速化が図られる。	—
H30	44	01_土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の権限移譲	公益上の理由により必要が生じたときに保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	道路の開設・改良をはじめとする公共事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資することも多いにも関わらず、重要流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の一体性が損なわれている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省(23)】【環境省(6)】 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省(42)】【環境省(6)】 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) マイクロチップによる犬の情報登録(令元法39による改正後の39条の5及び39条の6)が令和4年6月に施行されること、当該規定による犬の登録及び狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬病予防法の特例(改正後の39条の7)に基づき、令和3年度中に省令を定め、令和4年6月から所有者情報の登録を行う情報登録システムを活用して一元化することとする。</p>	<p>令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律39号)が成立・公布され、犬猫等販売業者については、犬猫へのマイクロチップの装着及び情報登録の義務が課された。狂犬病予防法に基づく犬の登録については、特例として、市町村長(特別区にあつては区長。)の求めがあるときには、環境大臣が指定する指定登録機関から市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、環境省令で定める内容(所有者情報等)を通知することとされており、これにより、当該通知を狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなし、装着されているマイクロチップを従来市町村から交付されている鑑札とみなすこととされている。 令和3年6月には、指定登録機関として公益社団法人日本獣医師会を指定し、環境大臣の代わりに登録関係事務を行わせることとした。 令和3年9月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第276号)が公布され、犬及び猫の登録等に係る手数料を定めた。 令和4年4月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)が公布され、マイクロチップの装着等の義務化に関する規定を定めた。 令和4年6月には、個人情報保護や情報セキュリティ等の課題を解消し、所有者情報の登録を行う情報登録システムの運用を開始した。</p>	<p>【環境省】「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に係る決定について(通知)」(令和3年6月15日付け環境大臣通知) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_40</p>	<p>厚生労働省健康局結核感染症課 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	45	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第48条	自家用有償旅客運送の実施主体の追加	市町村やNPO等による自主運行も困難な地域において、地域の公共交通会議で認められた場合には、地域住民の移動手段のために社会貢献的な活動として輸送サービスを行う商工事業者や、観光客の円滑な移動のために輸送サービスを行う旅館事業者等の民間事業者を自家用有償旅客運送の実施主体に加える。	【支障事例】 昨今、路線バスのドライバー不足は深刻であり、路線バス事業者による労働環境改善に向けたダイヤの見直し・運行本数の減便等が実施されているところ。また、路線バス事業者から利用者の減少による路線廃止の申し出があった地域において、地元自治体が赤字補填による路線維持を求めたところ、ドライバー不足のため、断られた事例もある。このように、人材不足が顕在化する中で、地元自治体は、限られた人的・物的資源の有効活用を図るため、交通事業者以外の主体による輸送サービスの活用を検討する必要がある。その有効な手段として、「自家用有償旅客制度」が考えられるが、事業主体が施行規則48条に限定列挙されており、全く活用できない制度となっている。 【懸念の解消策】 国交省は、「自家用有償旅客制度は運送業が成り立たない地域において例外的に認められるものであることから、非営利団体に限っている」としているが、自家用有償運送の制度において、その対価は実費の範囲内とされており、営利を追求できるものではないため、主体を非営利団体に限る必要はないと考える。また、法人格の違い(営利、非営利)によって、輸送の質が変わることにはならないと考える。そこで、輸送サービスそのものによる利益を目的とせず、社会貢献活動としての位置づけで輸送サービスを行う民間企業については、自家用有償運送の申請主体とすることを求めるもの。なお、自家用有償旅客制度の実施主体の登録にあたっては、各関係者が構成員となる公共交通会議等における合意が必要となるため、一定の正当性も担保できると考える。	—
H30	46	05_教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、美波町、愛媛県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則	地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方やライフスタイルに対応した「新しい学校のかたち」の創設を徳島発政策提言において要望する中、昨年文部科学省から「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(通知)が出され、区域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転出入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、またなお、転校事務手続を行う教員の負担や二校間の事務の非効率が生じている。	—
H30	47	03_医療・福祉	一般市	うるま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大	放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業者等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの、が定められている。この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新增設する民間事業所が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	48	02_農業・農地	都道府県	青森県	農林水産省	A 権限移譲	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項及び第4項、第19条第2項	農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」)第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。	【支障事例】 農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の4週間程度)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要となる配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。なお、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html
H30	49	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でないと調査はできない状況である。介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_47	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
<p>6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))] (iii)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とした。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることを可能とする。 [措置済み(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))]</p>	指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。	<p>【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_49	厚生労働省老健局老人保健課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	50	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、国と県の進捗に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図りたい。	実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上している。補正を行うと議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	51	11_その他	指定都市	さいたま市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法第158条	地方自治法施行令第158条(歳入の徴収又は収納の委託)における歳入科目の追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。	—	—
H30	52	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。 ○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。 ○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	53	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成29年12月21日付け子保発1221第1号・厚生労働省子ども家庭局保育課長通知により通知された『子育て安心プラン実施計画』作成要領	「子育て安心プラン実施計画」策定における算定基準の見直し	「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けることで、保育所等整備交付金の国庫補助率が嵩上げされるが、その嵩上げ要件を見直すこと。	—	—
H30	54	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中であって、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多く、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	55	03_医療・福祉	一般市	南房総市、水戸市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。	—	前年度より早期に子ども・子育て支援交付金の額の確定を行い、地方公共団体へ通知した。	【内閣府】H30子ども・子育て支援交付金確定通知依頼書(令和2年1月24日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_50	内閣府子ども・子育て本部
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (vi)重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (22)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 重度障害者等に対する就労支援については、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度(障害者の雇用の促進等に関する法律49条)に基づく助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律77条)の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を創設する。 [措置済み(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号)、令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]	重度障害者等に対する就労支援について、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度(障害者の雇用の促進等に関する法律49条)に拡充するとともに、地域生活支援事業の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を創設した。	【厚生労働省】障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号) 【厚生労働省】「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について(令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_52	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することし、所要の措置を講ずる。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条1項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。 [措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]	連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長するとともに、連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することが可能となった。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_54	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (v)幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (5)幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)]	教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。	【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_55	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	56	11_その他	都道府県	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方自治法施行令第143条第1項第4号 ・昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」とは、「履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれる」という解釈を示されたい。	昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知において、地方自治法施行令第143条第1項第4号の「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」を指すとされている。しかし、警備等の庁舎管理業務は終日継続して業務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜0時に行う必要があり、過重な事務負担や実態に即していない完了検査となっている。また、3月31日24時までの業務の完了報告書を3月31日付けで提出させることについて、受注企業からもコンプライアンス違反になると難色を示され、対応に苦慮することがある。 当該事項は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」でも、より実態に即した制度に見直すよう指摘されているところである。さらに、昨今の行政文書の取扱い厳重化という情勢変化も踏まえ、現行取扱いの根拠となっている昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号行政課長通知について、見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	57	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則、地方自治法	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(LasIs)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。))については、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。 健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケアレスミスが発生する可能性を有し、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。 また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについても事務ミスが発生する可能性を有する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	58	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成29年5月(独法)中小企業基盤整備機構高度化事業部)	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤整備機構(以下、「機構」という。)への違約金支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【制度改正の必要性】 違約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。 【具体的な支障事例】 不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	59	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	60	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)(平成12年3月30日農林水産省告示第453号)(改正 平成25年8月27日農林水産省告示2397号)	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。)」が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあつては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円)を越えるもの」である場合、あらかじめ農林水産省(近畿農政局)に協議し同意を得る必要がある。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その後実施にあたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を「3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする等の緩和を行うよう求める。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【総務省】 (13) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 > 5【総務省】 (15) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率の算定及び報告(3条1項)については、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式に自動転記して提供する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始する。</p>	<p>総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを自動転記する所定の様式及び自動転記マニュアルを作成し、令和元年度決算に基づく算定様式の提出から運用を開始した。</p>	<p>【総務省】健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について(照会)(令和2年5月15日付け総務省自治財政局財務調査課長・公営企業課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_57</p>	<p>総務省自治財政局財務調査課・公営企業課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>6【警察庁(1)】【金融庁(1)】【財務省(2)】【厚生労働省(14)】【農林水産省(1)】【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】 中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	<p>中小企業庁経営支援課</p>
<p>6【農林水産省】 (4) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii) 災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 > 5【農林水産省】 (3) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 災害復旧事業の変更(施行規則2条3号)については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1000万円に引き上げる。 [措置済み(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(令和元年農林水産省告示第488号))]</p>	<p>災害復旧事業の変更については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1,000万円に引き上げた。</p>	<p>【農林水産省】農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(農林水産省告示第488号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_60</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	61	11_その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業法92条、93条	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は15人(公選委員:9人、知事選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあっては10人(公選委員:6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人の海区委員で構成されている。公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推察できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議会議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも渡り、説明会の開催や投票のための資材(投票用紙や不在者投票関係書類など、通常の議会議員の選挙同様の資材約50種類)の準備など、多くの事務を限られた人員で行わなければならない、事務的負担が大きい。特に、説明会等の各種事務で沿海市町村に出向く際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	62	10_運輸・交通	都道府県	京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第4条 貨物自動車運送事業法第3条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号)	旅客運送と貨物運送の掛け持ちに係る対象地域の拡大	道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについて、人口3万人未満の過疎地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされた基準の適用を、合併前の旧市町村単位とすること。	【現状】道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについては、国土交通大臣の許可基準が平成29年8月31日に公示され、平成29年9月1日以降は、許可の対象地域が、①過疎自立対策特別措置法で定められた過疎地域又はみなし過疎地域であって、②人口3万人未満の地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされたところである。京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満であった旧丹後町、旧久美浜町(現京丹後市)、旧日吉町、旧美山町(現南丹市)は、合併後市域全域が過疎地域・みなし過疎地域となったが、人口3万人を超えているため、貨客混載が可能な区域として示されている現在の要件を満たさず、対象地域外となっている。【懸念の解消策】当該地域は、零細なタクシー事業者しか存在しない、又はタクシー事業者がいない地域であり、タクシー事業者による貨物運送、トラック運送事業者による旅客運送が可能になることで移動手段の確保の観点や人材の有効活用の面からも地域の活性化につながるものと考えられる。(本府の状況) ※①②の要件を満たす京都府内の地域は、京都市旧京北町、福知山市旧三和町・旧夜久野町・旧大江町(福知山市は、旧町単位でみなし過疎の指定がされている。)、宮津市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町	—
H30	63	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府設置法(平成11年法律第89号)	死亡叙位叙勲事務に係る手続きの改善(提出書類の見直し)	栄典事務に係る手続きの改善(功績調書及び履歴書の簡素化、戸籍抄本等の提出の電子化)を求めるもの。	—	—
H30	64	06_環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	内閣府、環境省	B 地方に対する規制緩和	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両省のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	65	11_その他	都道府県	京都府	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。 例えば、中小企業の生産性向上のための設備導入等への補助事業において、企業が受注済の商品等の製造・納品後に設備の入れ替えに着手し、導入完了が年度末ぎりぎりになるケースが多いため、補助事業の活用を断念せざるを得なくなるなど、地方創生の推進に大きな支障となる。 なお、内閣府からは、間接補助事業者への補助金交付完了を3月31日までにこななければ当該年度の補助事業として完了したとはいえないとの指摘を受けているところ。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【内閣府(15)】【環境省(10)】 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。	-	地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、事業の実施計画の変更や資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても対応した。	-	-	内閣府政策統括官(原子力防災担当) 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	66	03.医療・福祉	町	砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条 児童館設置運営要綱	小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用	児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。 また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。 児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。	現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。 その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	67	03.医療・福祉	町	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるように求めるもの	介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。 現在、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてくれているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	68	08.消防・防災・安全	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の8	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。 ○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	69	06.環境・衛生	一般市	笠間市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条でいう自らの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2でいう市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられることから、公有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。 これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭ごみ・公共ごみ共に同種作業(収集運搬処理業務委託)ではあるが、市財政支出が2つに分かれてしまうことになり、財政手続等で負担が生じている。 しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスを果たす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主一般財源により賄われるので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かえって、混在した形で果たすことにより、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がるのではないかと考えられる。 また、一般家庭・公共施設双方で一番多く排出されるごみが同様の性質のものが多く、分けて収集運搬する意義も乏しいものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	70	03.医療・福祉	一般市	守口市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 ・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7〜8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	71	02.農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行規則第30条第4号、第57条の2第2項第1号	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	【支障事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の添付が必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書類(融資証明書や残高証明書等)や通帳の写しの添付を求めている。 しかし、金融機関の証明書類等は、事業費が少額で事業実施に必要な資力に疑いのない場合であっても一律に添付する必要があり、申請者の負担(手数料負担等)となっている。 なお、許可申請に当たっては申請者から事前相談がある場合も多く、事前相談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について疑義がある場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の証明書類等を求めるのではなく、許可権者の裁量で「必要な資力及び信用があることを証する書面」を定めても適切な転用許可は可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	72	08.消防・防災・安全	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・電波法第102条の2から第102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m以上であること。」を見直す。	【支障事例】 愛知県と県内市町村等結び、各種防災情報システムの通信基盤となっている防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上高99m)による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ix)児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。					
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (v)介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定(115条の45の5)に係る事務については、地方自治法(昭22法67)に基づく協議会(同法252条の2の2)、事務の委託(同法252条の14)、事務の代替執行(同法252条の16の2)、一部事務組合(同法286条)、広域連合(同法291条の2)等の仕組みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	総合事業の事業者の指定については、地方自治法の仕組みが活用できることや活用事例を周知した。	【厚生労働省】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成31年3月19日厚生労働省老健局)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_67	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
6【内閣府(6)】【総務省(7)】 災害対策基本法(昭36法223) (ii)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。	—	近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所(指定緊急避難場所)を指定することが可能であることを周知した。	【内閣府】【総務省】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について(平成31年1月24日付け府政防第60号、消防災第21号、国地応処第70号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_68	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当) 総務省消防庁国民保護・防災部防災課
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 (i)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。					
6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21農林水産省経営局、農村振興局)で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018年度中に同要領を改正する。	—	資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、通知を改正し、柔軟な運用が可能であることを明確化した。	【農林水産省】「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について(平成31年3月29日付け30経営第3129号、30農振第4001号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_71	農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	73	01_土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・国土利用計画法23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。	【支障事例】 国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村※があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等2部を保管しなければならない。(市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。) ※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村(平成30年4月現在)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	74	03_医療・福祉	都道府県	愛知県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第26条第2項	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県經由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	【支障事例】 現行制度では、食品の特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県(窓口は保健所)を経由して消費者庁に提出することとされている。また、許可書についても、消費者庁から都道府県(本庁、保健所)を経由し、申請者に送付される。実質的な審査等は消費者庁が行っており、都道府県が行っている事務は必要部数や書類項目の確認といった形式的なものであり、都道府県を経由することによって、却って実質的な審査開始までに時間がかかっている。なお、申請書は郵送による提出が可能のため、保健所が窓口となる必要はないものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	75	10_運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」(以下「維持事業に要する額」という。)の、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	【支障事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3ヵ年の維持事業に要する額を記載しなければならない。しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと思量される。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるもののみであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわずかな差である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本県では、補助対象路線61本(平成29年6月現在)の2年目、3年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	76	10_運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支障事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。(認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。)しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となつておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	77	11_その他	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン	太陽光発電施設の撤去に関する方針の明確化	太陽光発電施設を撤去する前に事業者が倒産した場合の施設撤去に向けた方針を明確化する。		—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村(特別区を含む。)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	事務処理特例制度に基づき土地売買等の事後届出の受理事務を行っている市町村においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、届出の副本の提出を不要とし、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】条例により事後届出に係る権限の移譲がなされている場合の国土利用計画法施行規則第20条第1項の運用について(平成31年3月8日付け国土企第81号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_73	国土交通省土地・建設産業局企画課
6【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務(26条2項)については、廃止する。	—	申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務については、廃止した。	【消費者庁】新旧対照表抜粋_第9次地方分権一括法 【消費者庁】「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第61号) 【消費者庁】「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第68号) 【消費者庁】特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第93号) 【消費者庁】特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第90号) 【消費者庁】[概要]特別用途表示の許可に係る都道府県經由事務の廃止について	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_74	消費者庁食品表示企画課
6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (21)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」(平23国土交通省)で定められた、当該計画に記載する補助対象年度以降の費用等の記載様式を改正し、補助対象年度の計画と比較して、変動が軽微な場合には、その旨を記載することで足りるものとする。 [措置済み(平成31年4月24日付け国土交通省総合政策局長・自動車局長通知)]	補助の申請時に策定する計画については、様式を改正し、軽微な変動の記載省略を可能にした。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_75	国土交通省自動車局旅客課
6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。	—	補助申請に係る計画に変更事由が生じた場合の申請時期を周知した。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_76	国土交通省自動車局旅客課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	78	08_消防・防災・安全	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	警察庁、総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法 道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生総合戦略 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。 【求める措置】 (1)各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。 (2)教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 (1)、(2)の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	79	11_その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、開成町、湯河原町、山梨県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	地方公共団体と民間企業との間の人事交流について、国と同様の人事交流の仕組みを構築	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	現在、民間人材の活用方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用にまで至っていない。 このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことが可能であれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れたものと考えられる。 なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであるとともに、その身分保障は不安定とならざるを得ない。 また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業との間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留まらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。	—
H30	80	11_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省通知(平成27年8月28日付総行経第29号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」) 直近の照会(平成29年4月28日付総行経第16号、総行情第29号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」)	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。	総務省から毎年度照会がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに100%に達成している調査項目も回答を求められている。また、回答している調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。 この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。	【調査項目について】 調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目がほとんど(13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのヒアリングについて】 全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程決めの調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【警察庁】 (4) 消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。</p> <p>6【総務省】 (19) 消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、以下のとおりとする。 ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令2> 5【総務省】 (21) 消防団員の準中型自動車免許取得の促進に関する事務 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を受けやすくするための地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知する。</p>	<p>準中型自動車免許の取得費用に対する助成事業を実施する市町村の先行事例等を周知した。【総務省】 また、普通自動車免許を有していなくても準中型免許の取得が可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを周知した。【警察庁】、【総務省】 消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策として、教習所の予約枠を消防団員向けに優先的に確保すること等が有効と考えられることから、これらの方策をより詳細に分析し実証するためのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度に周知した。【総務省】</p>	<p>【警察庁】01 準中型自動車免許の取得に係る事項の周知徹底に関する協力について(依頼)(令和元年10月23日付け警察庁丁運発第136号) 【警察庁】02 別紙資料 【総務省】 消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例等について(周知)(平成31年3月27日付け消防庁国民保護・防災部地域防災室長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_78</p>	<p>警察庁交通局運転免許課 総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室</p>
—	—	—	—	—	—
<p>6【総務省】 (18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【総務省】 (21) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減のため、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図る。 [措置済み(令和元年6月12日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知)]</p>	<p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図る。</p>	—	—	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	81	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。 電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	82	01_土地利用(農地除く)	都道府県	神奈川県、千葉県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15年6月11日林政企第15号 林野庁長官通知)	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」の見直し	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事案や不良債権化している事案等)に限定すること。	「林業・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11日付け林野庁長官通知)」の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣が定める日(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。 本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事案や不良債権化している事案等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	83	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を設けている。 このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも実施できない)。このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。 【県民・事業者の不利益】 新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【経済産業省】 (6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【環境省】 (8)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (iii)低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県市及び有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【経済産業省(7)】【環境省(14)】 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) 低濃度PCB廃棄物等については、処理推進の課題と対応方針について取りまとめ、処理促進に向けた手引きを作成し、地方公共団体に周知する。</p> <p>・「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長 環境規発第1903283号・環境施発第1903281号) 環境省から本通知を发出し、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準や、当該汚染物の測定方法について提示した。 ・「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長 環境規発第1910112号・環境施発第1910111号) 前通知では、一部検出下限値の設定等について検討事項としていたところ、技術的検討の結果「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめるに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を发出した。 ・その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行後5年以内の見直しの結果として、令和3年11月に対応方針を取りまとめた。この対応方針に基づき、令和4年3月に開催された第31回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会において、低濃度PCB廃棄物の処理促進に向けた取組についての検討を行い、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。</p>	<p>【環境省】「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知) 【環境省】「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長通知) 【環境省】【経済産業省】「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」(令和4年3月31日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_81</p>	<p>経済産業省産業保安グループ電力安全課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>	
<p>6【農林水産省】 (6)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42) 林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知する。</p>	—	<p>林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、通知を改正し、調査の実施時期及び調査結果報告の時期を見直した。</p>	<p>【農林水産省】「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成31年3月20日付け30林政企第120号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_82</p>	<p>林野庁林政部企画課</p>
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (iv)介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。</p>	—	<p>基準省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号))について、省令案を複数回(令和2年12月、令和3年1月6日、14日)情報提供し、令和3年1月25日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案に係るパブリックコメントの開始について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案等の案文案(現時点版)の送付について(令和2年12月23日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月6日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第9号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_83</p>	<p>厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	84	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、障害者総合支援法	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かされていない。 【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。 しかし、掘りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。 【働き方改革への対応】 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	85	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第1項第1号、第41条第1項第1号、第45条第1項第1号、第47条第1項第1号、第48条第1項第1号、附則第8条第1項第1号	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	86	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	87	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇されるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。 また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正文書管理の点で懸念がある。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	88	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に行い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 【制度改正による懸念点】 単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図りたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。	—	令和2年12月15日に地方公共団体に対して省令案の情報提供を実施。その後、前回よりも回数を増やして省令案の情報提供をさらに3回(令和3年1月7日、同月14日及び同月20日)実施し、令和3年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第10号)の公布を行った。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_84	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、令和元年度中に省令及び「自立支援医療費の支給認定について」(平18厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)を改正し、性別の記載を削除する。	自立支援医療に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等について、省令等を改正し、性別の記載を削除した。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月19日付け厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】自立支援医療費の支給認定について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_85	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。	—	公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、省令を改正し、氏名の記載を不要とした。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_86	厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。	—	公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、省令を改正し、位置付けを明確化した。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_87	厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。	—	公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化した。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_88	厚生労働省職業安定局雇用保険課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	89	11_その他	都道府県	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(告示)	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成23年6月29日・総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	小規模施設特定有線一般放送の届出書は「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」第3項第30号～第34号において、電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「表の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により来庁又は郵送にて行わざるを得なくなっており、負担となっている。 自治体においては、届出書の表部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体合計概数(過去3年) 平成28年度130件 平成29年度350件 平成30年度810件 (H30.4月末現在))	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	90	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、秩父市、所沢市、小川町	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条	「犬」に対する二重規制の緩和	一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること。	【現行制度】 化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造するために設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。 化製場等に関する法律第9条に基づく知事指定地区内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、「犬」を扱うペットショップ等「動物取扱業者」も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令により定められている許可が必要な動物に「犬」が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペットショップ等で販売されている「猫」や「うさぎ」などは含まれない。 動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならない。化製場等に関する法律と同趣旨で規制が行われている。 【制度改正の必要性】 一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求めるものである。 【懸念の解消策】 動物の愛護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。	—
H30	91	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、幸手市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第16条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条及び第7条、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の運用改善	都道府県が効果的に保健医療施策を展開するためには、医療ビッグデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、NDBとする)を活用することが大変重要である。都道府県がNDBデータをより利用しやすくするため、添付書類の簡素化やセキュリティ制限の緩和など、運用の改善を図ること。また、既存のNDBオープンデータについては、二次医療圏ごとの区分でデータを公表するなどの見直しを行うこと。	【現行制度】 NDBデータの利用を希望する場合は、個別に国に申請を行う必要がある。申請時には具体的な集計イメージなど多岐にわたる書類添付が必要で、委託業者のサポートが不可欠であるなど、申請手続きが非常に煩雑である。 また、申請後に原則として有識者会議の審査が必要だが、データ提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までに1年程度の期間を要する場合もあると見込まれる。 提供データの取扱いは、施錠可能な入室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末に限られるなど、要件が厳しく、専門の研究機関以外では遂行困難である。 なお、平成28年度から、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。しかし、公表項目に限られており、二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。この旨、厚生労働省の意見募集窓口へ要望している。 【制度改正の必要性】 本県では、各二次医療圏で疾患ごとの患者の数や動きを把握するため、活用を検討したが、利用のハードルが高く、迅速かつ効果的に県の政策に活用できないことから断念した。 ハードルの高さは平成23年度から6年間で都道府県の承諾件数が7件のみであることから明らかである。 異次元の高齢化に向き合う地方にとってNDBデータの分析は不可欠であり、より簡便な形で利用可能となるよう運用を見直す必要がある。	—
H30	92	11_その他	都道府県	埼玉県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法施行令第8条の5、地方公営企業繰出金について(通知)	下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備	流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理者による知事の事務の補助執行とその事務に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。 第8条の5(略) 一～三(略) 四(地方公営企業)法第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事務に要する経費	【現行制度】 地方公営企業は地方公営企業法第2条で定める「事業」を行うこととされているため、下水道局では料金収入の対価として流域下水道サービスを提供する流域下水道事業を経営している。他方、公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般については知事が行っている。 結果的に、下水道に係る事業事務を下水道局と知事部局で二元的に行っている。 【支障】 (県) 流域下水道を管理し現場のノウハウを十分蓄積している下水道局が公共下水道の指導・監督を行うことは、知事部局で行っている現状に比べ、より合理的、効率的である。そのためには、下水道局が知事の事務を補助執行する一元化が必要である。 下水道局が知事の事務を補助執行する場合、経営に伴う収入をもって行政事務を行うことは地方公営企業法の趣旨から妥当ではないため、その事務に係る経費等について一般会計から繰り出すための規定の整備が必要である。 (市町村) 流域下水道に接続した公共下水道を有する市町村の場合、下水道局と知事部局双方と協議しなければならないため、事務の負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【総務省】 (4) 放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。	-	小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度に通知した。	【総務省】小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の届出方法について(通知)(平成31年3月27日付け総情域第31号総務省情報流通行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.htm#h30_89	情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	93	02_農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	食料産業・6次産業化交付金実施要綱 食料産業・6次産業化交付金交付要綱	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 【支障】 補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したのもでも、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したのもでも、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。 いずれも、実施計画に記載する事業のみに使用するものであり、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)に該当しないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務に負担が重くなっている。 以上のように、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。 また、平成29年の提案事項「地域での魅力再発見食育推進事業(本事業の前身)の見直し」にて「対象経費についてさらに拡大したい」との第1次回答があった。しかし、今年度事業にて必要な品目を協議したが、本事業に要する経費であっても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更はなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのか不明である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	94	02_農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助金交付要綱	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	【現行規定】 農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。 【支障】 ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。 工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。 そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。 年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入されたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	95	02_農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	本県では、農地集積・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書等として約120件(300枚)分を添付したため、大きな作業負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をよう求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	96	11_その他	都道府県	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2第6項 地方自治法施行令第157条の2	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。	【制度改正の必要性】 電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能な、利用者の利便性が高い決済手段である。 平成20年の電子マネーによる決済は11億件、決済金額は7,581億円であったが、平成28年には52億件で4.7倍、決済金額は51,436億円で6.8倍と飛躍的に増えている。 また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。 これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。 【支障】 地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html
H30	97	08_消防・防災・安全	都道府県	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項2(5)留意点カ及びキ	東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用	応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。	災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により住家が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としていることから、原則住み替えは認められていない。しかしながら、東日本大震災による長期避難により、避難者の生活実態も変化しているため、住居の状況が生活実態に合わないケースが生じている。家族構成の変化により住居が著しく手狭となったり、高齢化や疾病により住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じ、日常生活に不安や恒常的な不満が高まっている。 避難者の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (13) 食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (16) 食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、対象となる経費の判断基準や積算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年2月1日付け農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)]</p>	<p>地域での食育の推進事業に係る対象経費の判断基準や積算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)に関する対応について(平成31年2月1日付け食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_93</p>	<p>農林水産省費・安全局消費者行政・食育課</p>
<p>6【農林水産省】 (9) 土地改良事業関係補助金 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (9) 土地改良事業関係補助金 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入する。 [措置済み(令和元年11月1日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>	<p>土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付について、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1992号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_94</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部設計課</p>
<p>6【農林水産省】 (11) 農地耕作条件改善事業交付金 農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>都道府県又は市町村を通じて農地中間管理機構、土地改良区等の交付対象事業者へ交付する場合は、契約書の写しの添付は要しないこととした。</p>	<p>【農林水産省】農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成31年3月29日付け30農振第4024号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_95</p>	<p>農林水産省農村振興局農地資源課</p>
<p>6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (イ) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_96</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>